

山梨県公報

第二千二百十八号

平成二十四年

四月五日

木曜日

目次

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定……………二二五
 道路の区域変更……………二二五
 建築基準法に基づく道路位置指定……………二二五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二二六
 開発行為に関する工事の完了について……………二二六
 甲府都市計画道路事業の施行について(二件)……………二二六

正誤

平成十九年三月十九日付第七百四十五号中……………二二七
 平成十九年三月二十九日付第七百四十八号中……………二二七
 平成二十一年九月七日付第九百七十九号中……………二二七
 平成二十三年三月七日付第二千二百十七号中……………二二七
 平成二十三年三月二十四日付第二千二百一十一号中……………二二七
 平成二十二年三月八日付第二千二十四号中……………二二七

告示

山梨県告示第四百十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
 平成二十四年四月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 中央市一町畑字芝原八八四番三、九〇三番、九〇六番一、九〇八番一、九一二番一、九一二番三、一〇〇四番一及び一〇〇四番二の各一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び

第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十四年四月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃代常葉線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町常葉字東畑一三二四番乙地 先から	南巨摩郡身延町常葉字東畑一三二四番乙地 先から	旧	八・二丁 二〇・〇	一〇九・〇
南巨摩郡身延町常葉字島ノ前一六番の 二地先まで	南巨摩郡身延町常葉字東畑一三二四番地先 から	新	三・七五丁 九・〇	五二〇・〇
南巨摩郡身延町常葉字奥田八一五番の一 地先まで	南巨摩郡身延町常葉字東畑一三二四番乙地 先から	新	八・二丁 二〇・〇	一〇九・〇

山梨県告示第四百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十四年四月五日

一 指定の年月日 平成二十四年四月五日	山梨県知事 横 内 正 明
二 指定道路の位置 笛吹市一宮町中尾字大熊田、八百八十一番四、八百八十一番五	
三 指定道路の幅員 六・〇メートル	
四 指定道路の延長 三十二・三六メートル	

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。 平成二十四年四月五日	山梨県知事 横 内 正 明
一 申請のあった年月日 平成二十四年三月二十六日	
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的	
1 名称 特定非営利活動法人両保竜胆愛好会	
2 代表者の氏名 土橋 俊彦	
3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市芦安芦倉九百八十八番地	
4 定款に記載された目的 この法人は、南アルプスを訪れる全ての人々に対して、山小屋等の施設や幕営地の適正な利用並びに登山者の安全に関する事業を行い、安全登山の普及活動及び環境の保全並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。	
三 縦覧期間 平成二十四年三月二十七日から同年五月二十六日まで	
● 開発行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成二十四年四月五日	

一 開発区域（丁区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字見通道下一〇二九の一、一〇二九の四、一〇二九の五並びに字出口道下一〇七二の二、一〇七二の九、一〇七二の二〇、一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八一の二、一〇八五の一、一〇八五の三、一〇八六、一〇八七の一、一〇八七の二、一〇八七の三、一〇八七の四、一〇八七の五、一〇八八の一、一〇八八の二、一〇八八の三、一〇八八の四及び一〇八九の二の区域	山梨県知事 横 内 正 明
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 創業者 名誉会長 工学博士 稲葉 清右衛門	

● 甲府都市計画道路事業の施行について
甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十四年四月五日

一 都市計画の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・一一号 田富町敷島線 及び三・三・一号 和戸町竜王線	山梨県知事 横 内 正 明
二 施行者の名称 山梨県	
三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所	
四 事業地の所在 収用の部分 山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原、字伊勢河原、字西耕地、字中耕 地及び字上北裏地内 使用の部分 なし	

● 甲府都市計画道路事業の施行について 甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十四年四月五日	山梨県知事 横 内 正 明
一 都市計画の種類及び名称	

甲府都市計画道路事業三・四・一一号 田富町敷島線
 二 施行者の名称 山梨県
 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
 四 事業地の所在 山梨県甲斐市篠原字榎俣、字新居東、字歳ノ神、字古村及び字子新田
 収用の部分 山梨県甲斐市篠原字榎俣、字新居東、字歳ノ神、字古村及び字子新田、並びに富竹新田字伊勢河原及び字大明神河原地内
 使用の部分 なし

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年三月十九日付山梨県告示第八十六号（土砂災害警戒危険区域等の指定）
 一七六 上 九 細田の1
 一七六 上 九 細田の3
 一七八 下 二 細田の1
 一七八 下 二 細田の3
 一七八 下 三 細田の3
 西神明
 西神明

平成十九年三月二十九日付山梨県告示第三百三十四号（土砂災害警戒危険区域等の指定）
 二二九ページ終りから十行目から終りから九行目

塩沢 4	急傾斜地の崩壊	は「塩沢 4	急傾斜地の崩壊	」の誤り。
塩沢 5	急傾斜地の崩壊			

平成二十一年九月七日付山梨県告示第二百六十六号（土砂災害警戒危険区域等の指定）
 四九七ページ終りから六行目から終りから五行目

安林	急傾斜地の崩壊	は「安林	急傾斜地の崩壊	」の誤り。
----	---------	------	---------	-------

細田 急傾斜地の崩壊
 五〇二ページ終りから七行目から終りから六行目

安林	急傾斜地の崩壊	は「安林	急傾斜地の崩壊	」の誤り。
細田	急傾斜地の崩壊			

平成二十三年三月七日付山梨県告示第七十四号（土砂災害警戒危険区域等の指定）

一四三 下 二		小梅原沢	小海原沢
一四五 上 八			

平成二十三年三月二十四日付山梨県告示第三百三十号（土砂災害警戒危険区域等の指定）
 二二〇 下 五 大渡11 大渡10

平成二十二年三月八日付山梨県告示第七十二号（土砂災害警戒危険区域等の指定）
 一四七ページ七行目から十行目

南沢 1	地滑り		
南沢 2	地滑り		
南沢 3	地滑り		
南沢 4	地滑り		

身延町・南部	南沢 3	地滑り	
	南沢 4	地滑り	
	南沢 1	地滑り	

誤り。

南部町

南沢 2

地滑り

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番